

貸出資産の健全化

当行は、不良債権の新規発生防止、お取引先企業の経営改善支援を通じて貸出資産の健全化に取り組んでおります。

今後も積極的に資産内容を開示し、資産の健全性、経営の透明性を高めてまいります。

■お取引先企業とのリレーション強化 ～不良債権の新規発生防止～

貸出に際しては、①業界の動向や成長性を把握し、②お取引先の財務状況や返済能力、資産内容を調査するとともに技術開発力や商品などの競争力、経営管理能力などを含めた総合的な評価をしたうえで、③貸出案件の資金使途や返済財源、保全状況等についての確かつ厳正な判断を行い、健全な資金需要に対して円滑に資金供給が行えるよう努めております。

貸出実行後においては、普段からお取引先とのリレーションの強化を図り実態把握に努めることで、お取引先の業況変化をいち早く察知し迅速に対応するよう努めております。当行は、お取引先の経営の健全性を維持することが、当行資産の健全性につながるものと考えております。

また、案件審査、与信管理能力を向上させるべく、業種別審査態勢、行員の教育・研修体系の充実のほか、営業店に駐在審査役を配置し融資に強い人材の育成を図る一方、融資支援システムなどのシステムサポートを充実させることにより、健全資産の積上げならびに不良債権の新規発生防止に努めております。

■お取引先企業への経営改善支援

景気は回復傾向にあるものの、依然、業績不振に苦しむ企業も多く、こうした地元企業への業績改善への支援は、地域経済を活性化するうえで重要課題であります。

審査部内に設置した「審査業務室」では、財務診断などに精通した経験豊富なスタッフがお取引先に対し、きめ細かく経営や財務改善の支援を行っております。具体的には、経営改善支援先として選定したお取引先に対し、面談や実地調査を行って、経営改善計画の作成指導や進捗状況のチェック、当行ネット網を有機的に活用した販路開拓など営業支援、不採算部門の整理・遊休資産処分の支援などを行っております。また、再生ファンドや中小企業再生支援協議会を活用した支援も行っております。平成18年4月から平成19年3月までの実績では、支援対象先268先のうち、債務者区分のランクアップしたお取引先は36社となっております。

経営改善支援の取り組み実績

【平成18年4月～平成19年3月】

(単位：先数)

		期 初 債 務 者 数	うち経営改善支援 取り組み先 α	αのうち期末に債務者 区分が上昇した先数	αのうち期末に債務者区 分が変化しなかった先
正 常 先		34,193	—		—
要 注 意 先	うちその他要注意先	7,742	139	22	81
	うち要管理先	391	45	7	33
破 綻 懸 念 先		1,674	47	3	31
実 質 破 綻 先		838	37	4	16
破 綻 先		135	—	—	—
合 計		44,973	268	36	161

■厳正な自己査定に基づく十分な引当金の確保

「資産の自己査定」は、金融機関が保有する資産を自ら個別に検討し、資産内容の実態を正確に把握するために行うもので、信用リスクを管理する重要な手段であるとともに、適正な償却・引当を行う準備作業となるものです。具体的には、当行が自ら定めた「自己査定基準」に基づき、債務者の信用力に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」及び「破綻先」の5つに区分し、担保・保証などを勘案したうえで、回収の危険性、価値の毀損の危険性の度合いに従って資産を4段階に分類します。

その自己査定での資産の分類状況に応じて、発生の可能性が高い将来の損失額を見積り、貸倒引当金として計上しております。

当行の自己査定結果および償却・引当結果は、監査部において検証・監査することとしており、牽制機能が働く態勢となっております。さらに、監査法人による監査対象になっております。

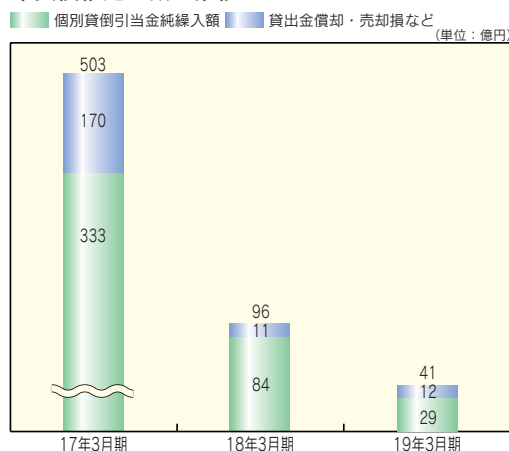
不良債権処理の状況

当行は、厳正な自己査定に基づく償却・引当に加え、担保処分による回収や債権売却などの最終処理を進めております。また一方で、信用リスク管理の充実を図り、不良債権の発生防止に努めております。

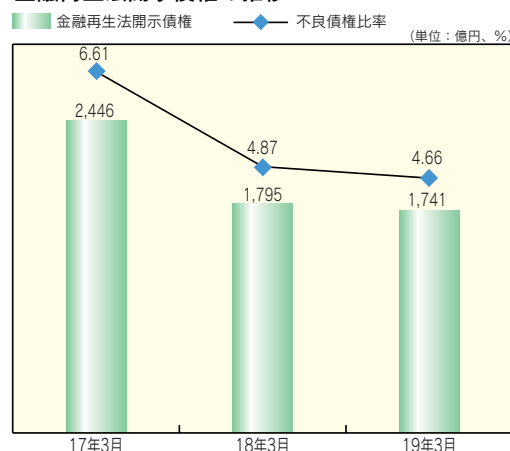
平成19年3月期は、不良債権の新規発生が低位で推移したことにより、不良債権処理額は前期比54億円減少し41億円となりました。

また、一般貸倒引当金を加えた与信費用は、要管理先以外の要注意先に対する予想損失額の見積期間を1年から3年へ変更するなど、より保守的な貸倒引当金計上を行い114億円となりました。

不良債権処理額の推移



金融再生法開示債権の推移



金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の状況 (平成19年3月末)

金融再生法に基づく開示債権とリスク管理債権の状況（平成19年3月末）

(単位：億円)

自己査定における 債務者区分		金融再生法に 基づく開示債権 (与信関連資産)	保 全 額		保 全 率	=	リスク管理債権 (貸出金)	+	その他 の債権
			担保・保証等 による保全額	引 当 額					
破綻先	77	破産更生債権及 びこれらに準ず る債権 367	① 151	④ 215	100%		破綻先債権		7
実質破綻先	289						延滞債権		
破綻懸念先	815	危険債権 815	② 449	⑤ 258	86.8%		3カ月以上 延滞債権		
要注意先	要管理先 838	要管理債権 559	③ 207	⑥ 107	56.3%		貸出条件 緩和債権		
	要管理先以外の 要注意先 3,545	正常債権 35,622	①～③計 809		↓ 全体の 保全率 79.8%				
	正常先 29,849		④～⑥計 582						
	その他 1,568								
	合計 36,984		合計 37,364						
		金融再生法 開示債権 1,741					リスク管理債権 1,734		
		↓ 部分直接償却を 実施した場合 1,544					↓ 部分直接償却を 実施した場合 1,538		

○金融再生法開示債権：貸出金、支払承諾見返、外国為替、貸付有価証券、未収利息、仮払金及び社債（当行が全部または一部を保証する当行保有の有価証券の私募によるもの）を対象としております。

なお、要管理債権は貸出金のみを対象とし、貸出金単位ごとに集計した債権であります。

（一方、自己査定における要管理先債権はこの要管理債権を有する債務者に対する全ての債権であります。）

○リスク管理債権：貸出金のみを対象としております。

○当行は、部分直接償却を実施しておりません。

○自己査定における債務者区分には、有価証券の私募による社債に対する保証債務は含まれておりません。